

2021年7月14日

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める書面)

大阪市西区阿波座一丁目12番18号

株式会社大阪ソーダ

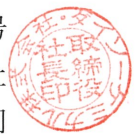
代表取締役社長執行役員 寺田 健志



大阪市西区阿波座一丁目12番18号

ダイソーケミカル株式会社

代表取締役社長 増田 英司



株式会社大阪ソーダ（以下「吸収分割株式会社」といいます。）及びダイソーケミカル株式会社（以下「吸収分割承継株式会社」といいます。）は、両社の間で2021年4月19日に締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、吸収分割株式会社から吸収分割承継株式会社に、吸収分割株式会社の建材及び生活関連商品に係る事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号並びに会社法施行規則189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 吸収分割株式会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本会社分割は、会社法第784条の2但書に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本会社分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割株式会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本会社分割において、吸収分割株式会社の債権者には、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に定める債権者に該当する者がいないため、会社法第 789 条第 2 項の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継株式会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

吸収分割承継株式会社は吸収分割株式会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継株式会社は吸収分割株式会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継株式会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2021 年 5 月 13 日付の官報によりその債権者に対し異議申述公告を行い、また、知れたる債権者に対しては催告書により各別の催告を行いました。申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継株式会社は、本会社分割の効力発生日である 2021 年 7 月 1 日をもって、吸収分割株式会社から、本分割契約に従い、本事業に属する権利義務（本事業に従事する吸収分割株式会社の従業員にかかる雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びに吸収分割株式会社が保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他知的財産権を除く）並びに資産（売掛金及び棚卸資産、並びに有形固定資産）を承継しました。なお、本事業に属する負債（流動負債及び固定負債）は承継していません。

これにより承継した資産は、2,378 百万円（概算値）であり、負債は 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

2021 年 7 月 9 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上